

○恵庭市防災会議条例

昭和37年12月19日条例第18号

改正 平成6年3月30日条例第5号

平成9年3月19日条例第5号

平成10年3月20日条例第5号

平成11年12月16日条例第29号

平成19年3月6日条例第4号

平成25年2月27日条例第3号

平成29年9月15日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、恵庭市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 恵庭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 北海道警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 副市長

- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (10) その他市長が必要と認めた者

6 前項の委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月19日条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月16日条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月15日条例第19号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の恵庭市防災会議条例第3条第7項の規定は、この条例の施行後に委嘱される恵庭市防災会議の委員について適用する。

(委員の任期に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の恵庭市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により委嘱された恵庭市防災会議の委員である者の任期は、平成30年7月31日までとする。

雪 害 時 の 体 制 対 応 指 針 (令和4年度)

段階	本部	体制の基準等	判断	主な活動内容	組織体制
レベル 4	災害対策本部	(1) 積雪深が平年値の 1.2 倍(100cm)に達し、大雪警報や暴風雪警報などが発令されたとき (2) 積雪深が平年値の 1.4 倍(117cm) 達し、大雪注意報や風雪注意報などさらに降雪が予想されるとき (3) (1)、(2)の状態に達しないが、大規模な雪害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき (4) その他市長が必要と認めたとき	市長が必要と認めたとき	●災害対策本部会議の開催● (1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握 (道路パトロール) (3) 要援護者等除雪支援 (4) 孤立車警戒 (5) バス等運行対策 (6) 避難所の開設検討 (7) 受援検討 (国・道・関係機関等) ◆緊急情報発信◆ ・自動車運行注意情報 ・暴風雪時における車両運転自粛要請 ・道路通行止め情報 ・エコバス等運行情報 ・ごみ収集運行情報 ・臨時休校等情報	災害対策本部 第 2 配備 第 3 配備 (恵庭市地域防災計画)
	or 災害警戒本部	【災害警戒本部】 (1) 大雪警報又は、暴風雪警報が発令されたとき (2) 積雪深が平年値の 1.2 倍(100cm)に達し、大雪注意報や風雪注意報などさらに降雪が予想されるとき (3) 積雪深が平年値の 1.2 倍(100cm)に達したとき (4) 通行止めや各種バス・ごみ収集車等の運行への支障が見込まれるとき	市長が必要と認めたとき	●災害警戒本部会議の開催● (1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握 (道路パトロール) (3) バス等運行見込状況等確認 (積雪状況により) (4) 通学路等危険箇所調査・対応 (積雪状況により) (5) 体制移行の検討 ※状況により、庁内連絡調整会議を継続	災害警戒本部 (恵庭市地域防災計画)
レベル 3 (警報目安)	災害対策本部	【災害対策本部】 (1) 積雪深が気象庁公表の平年値(84cm)に達し、大雪警報や暴風雪警報などさらに降雪が予想されるとき (2) 積雪深が平年値の 1.2 倍(100cm)に達し、大雪注意報や風雪注意報などさらに降雪が予想されるとき (3) (1)、(2)の状態に達しないが、各種バス・ごみ収集車等の交通障害が生じたとき (4) その他市長が必要と認めたとき	市長が必要と認めたとき	●災害対策本部会議の開催● (1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握 (道路パトロール) (3) 要支援者等確認 (積雪状況により) (4) バス等運行見込状況等確認 (積雪状況により) (5) 通学路等危険箇所調査・対応 (積雪状況により) (6) 避難所の開設検討 ◆緊急情報発信◆ ・暴風雪時における車両運転自粛要請 ・エコバス等運行情報 ・ごみ収集運行情報 ・臨時休校等情報 等	災害対策本部 第 1 配備 (恵庭市地域防災計画)
	or 災害警戒本部	【災害警戒本部】 (1) 大雪警報又は、暴風雪警報が発令されたとき (2) 積雪深が気象庁公表の平年値(84cm)に達し、大雪注意報や風雪注意報などさらに降雪が予想されるとき (3) 積雪深が平年値の 1.2 倍(100cm)に達したとき (4) 通行止めや各種バス・ごみ収集車等の運行への支障が見込まれるとき	市長が必要と認めたとき	●災害警戒本部会議の開催● (1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握 (道路パトロール) (3) バス等運行見込状況等確認 (積雪状況により) (4) 通学路等危険箇所調査・対応 (積雪状況により) (5) 体制移行の検討 ※状況により、庁内連絡調整会議を継続	災害警戒本部 (恵庭市地域防災計画)
レベル 2 (注意報目安)	緊急配備体制	(1) 大雪、風雪、融雪、着雪の注意報が発令されるとともに、降雪状況及び予測降雪から、特に注意を有するとき (2) 通常の除雪体制では、通勤・通学時までに幹線道等の主要路線の除雪を終えることができないとき (3) 通行止めや各種バス・ごみ収集車等の運行への支障が懸念されるとき	管理課と基地・防災課との協議により、必要と認めたとき	●庁内連絡調整会議の開催● (1) 庁内関係部署情報共有 (2) 気象情報の収集 (3) 道路状況の把握 (道路パトロール) (4) 体制移行の検討	建設部、総務部、企画振興部、生活環境部、保健福祉部、子ども未来部、教育部、水道部、消防本部との情報共有 (電話連絡等)
レベル 1	通常体制	大雪又は風雪注意報発令の予想がある、又は、降雪状況及び予測降雪から、注意を要する場合	管理課が必要と認めたとき	(1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握 (3) 除雪出動	建設部管理課